

新型コロナ検査で陽性となられた方へ

届出対象の方（医師から発生届が出される方）

次の①～④に該当する方は、医師から保健所への届出対象となっています。

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方（診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断した場合も含まれる。）
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬や酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦の方

* 医療機関からの届出受理後、順次保健所から電話連絡を行います。

* 自宅療養セット、宿泊療養希望の有無もその際にお伺いします。

届出対象外の方（医師から発生届が出されない方） 裏面に続く

上記の①～④に該当しない方は、医師から保健所への届出対象外です。

ご自宅での療養を基本とし、ご自身で健康観察をお願いしております。

保健所からの連絡はありません。

以下の療養期間や療養上の注意点などを必ずご確認ください。

療養期間について

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
 自宅療養者 宿泊施設療養者	症状のある方	発症日	不要不急の外出自粛（発症日を0日目として7日間）							療養解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底		
	症状のない方	検体採取日	不要不急の外出自粛（検体採取日を0日目として7日間）							療養解除			
			不要不急の外出自粛				抗原検査キット陰性	療養解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底				

◇有症状者は発症日翌日から7日間経過、かつ、症状軽快後24時間経過した場合は8日目に解除となります。期間中は自宅待機をお願いします。

症状が軽快しない場合は、7日間より長くなる場合があります。

◇無症状者は検査日の翌日から7日間です。ただし、5日目の抗原検査キット（※1）による検査で陰性であれば6日目に解除することができます。

※1…「体外診断用医薬品」と記載があるものに限る。「研究用」は不可。

療養が解除になっても、有症状者は10日間、無症状者は7日間が経過するまでは、ご自身による健康状態の確認や高齢者等のハイリスク者との接触、不特定多数の者が集まる飲食等を避けるなど、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

（裏面につづく）

届出対象外の方（医師から発生届が出されない方）

表面より続き

療養中の過ごし方

- ◇外出は自粛してください。
- ◇ただし、症状が軽快してから24時間が経過した場合は、生活必需品の買い出しなど必要最低限の外出は可能ですが、自主的な感染予防対策を徹底してください。

療養中の健康相談

- ◇症状が悪化した時は、次の連絡先にご相談ください。

日中 陽性者サポート窓口（午前9時～午後8時）
0166-21-3720（健康相談専用）
夜間 新型コロナウイルス感染症健康相談窓口（午後8時～午前9時）
0166-25-1201

自宅療養セットのお申し込み・宿泊療養受付

- ◇食料や生活必需品が確保できずお困りの場合や、宿泊施設での療養を希望される場合は、WEBでお申し込みができます。

※宿泊療養施設に空きが無い場合など、ご希望に添えないこともありますので御了承ください。

※WEB申し込みが難しい場合は、陽性者サポート窓口までお電話ください。

陽性者サポート窓口（午前9時～午後5時）
0166-21-3721（食料品・宿泊療養等専用）
0166-21-3722（その他お問い合わせ）

※申込時には「診療明細書及び領収書」が必要ですので、大切に保管してください。



こちらは届出対象外の方専用のQRコードです。

同居のご家族について

- ◇同居のご家族は「濃厚接触者」に該当しますので、不要不急の外出自粛（陽性者との最終接触から5日間）をお願いします。

また、最終接触から7日間をご自身で健康観察をお願いします。

- ◇既に症状がある方や待機期間中に症状が出た方は、かかりつけ医に相談の上、受診してください。かかりつけ医が無いなどで受診先に困る場合は「新型コロナウイルス感染症健康相談窓口（0166-25-1201）」へご連絡ください。

お大事にしてください

